

○内閣府令第三十三号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第九条第二項第四号及び第二十七条第一項第五号の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準) 第十九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 令第九条第二項第四号及び第二十七条第一項第五号の内閣府令で定める銃身長及び銃の全長は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 猟銃</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 銃の全長(銃身又は銃床が折りたたみ式、伸縮式又は着脱式の銃にあつては、折りたたみ、伸縮又は着脱により最も短くした状態における銃の全長とする。次号において同じ。) 九十</p> <p>三・九センチメートル(専ら標的射撃の用途に供するライフル銃にあつては、八十三・九センチメートル)</p> <p>二 [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>(猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準) 第十九条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>イ [同上]</p> <p>ロ 銃の全長(銃身又は銃床が折りたたみ式、伸縮式又は着脱式の銃にあつては、折りたたみ、伸縮又は着脱により最も短くした状態における銃の全長とする。次号において同じ。) 九十</p> <p>三・九センチメートル</p> <p>二 [同上]</p> <p>4 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、公布の日から施行する。